

一般社団法人日本発達心理学会 インターネット・ニュース委員会規程

2009年2月8日 制定
改正 2011年6月30日
2014年3月20日
2017年3月24日
2021年3月21日
2023年3月21日

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条に基づき、インターネット・ニュース委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、インターネット・ニュース委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、インターネット・ニュース委員会副委員長（以下、「副委員長」という）1名、若干名の委員（以下、「委員」という）、及び委員会担当理事（以下、「担当理事」という）により構成する。

- 2 委員長、副委員長、委員は、委員会からの推薦候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。
- 3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。また委員長、副委員長の任期は連続2期までとする。
- 4 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

(職務)

- 第3条** 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。
- 2 委員は、第4条で定める業務内容を担当する。
 - 3 委員長及び担当理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

(業務内容)

第4条 委員会は、次の事項を審議し、処理する。

- (1) インターネット・ニュースの編集と発行
- (2) 広報委員会より委託された業務
- (3) その他、必要な事業に関する事

(会議の開催)

- 第5条** 委員会は、委員長がこれを開催する。
- 2 電磁的方法で審議を行うことができる。

(議事)

- 第6条** 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。
- 2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

(著作権)

第7条 インターネット・ニュースの各記事に関する著作権は、日本発達心理学会に属するものとする。

(改定)

第8条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。